

香川県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年3月31日

香川県病院事業管理者 平 川 方 久

香川県病院局管理規程第1号

香川県病院局組織規程の一部を改正する規程

香川県病院局組織規程（平成19年香川県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務局の分課)</p> <p>第17条 <u>香川県立中央病院及び香川県立丸亀病院の事務局に、総務企画課、業務課及び医事課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。ただし、香川県立丸亀病院には、医事課を置かないことがある。この場合における医事課の分掌事務は、総務企画課の分掌事務とする。</u></p> <p>略</p>	<p>(事務局の分課)</p> <p>第17条 <u>事務局（がん検診センターの事務局を除く。以下この条において同じ。）に、総務企画課、業務課及び医事課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。ただし、香川県立丸亀病院及び香川県立白鳥病院には、医事課を置かないことがある。この場合における医事課の分掌事務は、総務企画課の分掌事務とする。</u></p> <p>略</p>

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。